

(目的)

第1条 中京大学同窓会（以下「本会」という。）は、第3条に規定する会員相互の親睦を図り、中京大学の発展に寄与することを目的とする。

2 本会を、中京大学内に置く。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 理事会、総会、親睦会等の開催
- (2) 学術講演会の開催
- (3) 海外遠征する中京大学の学生及び卒業生への援助及び全国優勝チーム等の表彰
- (4) 同窓会賞の授与
- (5) 会報その他必要と認められる出版物の刊行
- (6) 中京大学の発展に必要な事業に対する支援
- (7) その他必要と認められる事業

(会員)

第3条 本会は、次に掲げる会員で組織する。

- (1) 正会員 中京大学卒業生
- (2) 準会員 中京大学在学学生及び過去に在学した者で、理事会が認めたもの

(役員)

第4条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 学部及び卒業年度ごとに若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選出)

第5条 会長は、理事会で選出する。

- 2 副会長は、各学部から1名とし、理事会の議を経て会長が決定する。
- 3 理事は、学部及び卒業年度ごとに若干名を会長が選出する。
- 4 監事は、会員の内から、理事会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、職務を代行する。
- 3 理事は、事業計画及び予算決算の審議並びに会長の選出を行う。
- 4 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 会長の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き8年を超えて在任することはできない。

- 2 前項以外の役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第8条 理事会は、役員をもって組織する。

- 2 理事会は、年1回以上開くものとする。
- 3 理事会の議長は、会長が当たる。

(成立及び議決)

第9条 理事会は、役員総数の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会の議決は、出席役員の過半数をもって成立する。

(経費)

第10条 本会の経費は、入会金、会費及び寄附金をもって充てる。

2 入会金は、20,000円とし、入学時に徴収する。

3 会費は、60,000円とし、在学中に分納徴収する。

4 入会金及び会費の額は、理事会で定める。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(名誉会員・名誉会長・名誉顧問・顧問・参与)

第12条 会長は、理事会の議を経て、中京大学の教職員又は会長が認めた者に対して、理事会の議を経て、名誉会員の委嘱をすることができる。

2 会長は、理事会の議を経て、名誉会員の内から名誉会長、名誉顧問及び顧問の委嘱することができる。

3 会長は、理事会の議を経て、会長又は副会長に対して、顧問又は参与の委嘱をすることができる。

(支部の設置)

第13条 各都道府県に同窓会支部を置く。ただし、愛知県は、複数の支部を置くことができる。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じてその他の支部を置くことができる。ただし、その場合は、理事会の承認を得なければならない。

(所管)

第14条 本会の事業運営を円滑に遂行するため、会長の承認を得て、中京大学校友会本部が業務を担当するものとする。

(会則の改廃)

第15条 この会則の改廃は、理事会の議を経て会長が行う。

附 則

この会則は、2016年5月7日から施行する。